

赤穂海浜公園指定管理者公募に係る質問の回答

質問番号	箇所(頁)	質問	回答
1	募集要項 P. 11 指定管理業務に関する事項 (4)管理の方法 イ 指定管理業務の執行体制に関する事項	①「指定管理者は住民グループ自主企画イベントとの連携等、参画と協働による公園運営を促す事業を推進するために、参画と協働の推進セクションを設け、コーディネーターを1人以上配置してください。」とありますが、配置人員は非常勤でよろしいでしょうか。	非常勤でも構いません。
2	募集要項 P. 15 2. 指定管理業務に関する事項 (6)管理の方法 エ 利用促進事業	①提案された利用促進事業の実施については別途県知事の承認が必要となる、との記載がございますが、具体的な承認フローをお示してください。 ②利用促進事業において、過去開催された催しの内容及び回数を具体的にご教示願います。また、使用料減免の対象有無についてもお示してください。 例) ・減免なしの利用促進事業 ・仮説工作物を設置しての、50%減免が適用された利用促進事業 ・仮説工作物を未設置の、50%減免が適用された利用促進事業 ・仮説工作物を未設置の、100%減免が適用された利用促進事業 ③使用料の減免対象の条件について、県或いは国、市町との共催又は後援等の連携が伴う場合、と記載されておりますが、財団(例：一般社団法人あこう魅力発信基地 様)等との連携の場合は、減免対象になりますでしょうか。	①毎事業年度開始前に当該事業年度の実施計画書及び、都市公園法第6条又は兵庫県立都市公園条例第4条に基づく許可申請を県(光都土木事務所)に提出いただきます。その実施計画書及び申請書に基づき、土木事務所内で承認事務を行います。 ②過去の催し内容は電子データで希望者に配付している参考資料の年度報告をご確認ください。また、利用促進事業の実施にあたっては、許可申請が必要となりますが、使用料は100%減免となります。 ②③利用促進事業の使用料については、100%免除とします。
3	募集要項 P. 16 2. 指定管理業務に関する事項 (6)管理経費の算出等について オ その他の管理経費等	①現指定管理業務における消耗品費の詳細について実績(品目、数量、価格)リストの開示を希望します。 ②現指定管理業務における小規模修繕費の詳細について実績(品目、数量、価格)リストの開示を希望します。 ③「ホームページの管理運営費」の項目について、既存の公園のホームページを引き継がせていただくことは可能でしょうか。	①消耗品費の詳細は県では把握していません。 ②小規模修繕の詳細は、追加資料集をご確認ください。 ③ホームページは現指定管理者が作成・掲載しているものなので、引き継ぎについては現指定管理者と調整してください。
4	募集要項 P. 19 2. 指定管理業務に関する事項 (9) 指定管理者と県の責任分担 ア 維持管理、運営等に係る責任の分担、責任分担表	公園内の物品管理・修繕における指定管理者の責任に、『経年劣化等を含む』と記載がありますが、県からの貸与物品一覧に記載されている耕運機や芝刈り機などのエンジン駆動機械などは取得からかなりの年数が経過しており更新時期が近いと推測します。これらの機械を使用して維持管理を実施し経年劣化により故障して更新が必要になった場合は、その費用は指定管理料に含まれるという解釈でよろしいでしょうか。また、未使用の場合においても同様に機械保守管理の責任が発生するのでしょうか。	備品(取得価格が10万円以上)が経年劣化等により代替が必要となった場合は、県と指定管理者との協議により、指定管理者において代替の備品を指定管理料で購入または調達することができます。代替の備品は指定管理者の所有物として管理し、指定期間終了後の所有権は県に引き渡していただきます。 物品(取得価格が10万以上以下)が経年劣化等により使用できなくなった場合は、指定管理者が処分できるものとし、代替が必要な場合は、指定管理者が自らの費用で調達していただきます。 未使用の場合においても、機械保守管理の責任は指定管理者に発生します。
5	管理水準書 P. 10 II-1 維持管理 1. 植物管理	①現在、剪定枝のチップ化利用は実施されているのでしょうか？されているのであれば、利用量等の実績値をご教示ください。 ②現指定管理業務における花壇とフラワーポットの年間植え替え頻度とそれに充てた費用実績をご教示下さい。 ③利用者との協働、利用者や地域住民が参画できる機会の創出と記載されております。現在、ボランティア団体等との協働実績がございましたらご教示ください。 ④特殊樹木(ワシントンヤシ)について、落葉による利用者への危害の可能性があるので適切に管理することと記載がありますが、現地説明時に拝見した際はワシントンヤシの古葉が多く残っている印象を受けました。これまでの実績において年間高所作業車を使用して作業をした日数などについてご教示下さい。また現状の古葉については現指定管理者が処置をしていただけるものと考えてよろしいでしょうか。	①チップ化は実施しています。 各年度の実績は電子データで希望者に配付している参考資料の年度報告をご確認ください。 ②各年度の実績は電子データで希望者に配付している参考資料の年度報告をご確認ください。 ③令和5年度は地域団体の赤穂塩まつり実行委員会と連携し「赤穂しおまつり」を実施しています。 ④近年は作業していませんが、年度内に古葉の剪定予定です。

質問番号	箇所(頁)	質問	回答
6	管理水準書 P. 20 II-2 運営管理 11. 園内の他の管理者との連携・協力	塩の国、赤穂市立海洋科学館との連携について、過去実施された代表的な事案についてご教示ください。また、市の事業として定期的開催されている事業はございますでしょうか。	令和4年度は「子ども科学教室」や「バードウォッチング」実施しています。 各年度の実績は電子データで希望者に配付している参考資料の年度報告をご確認ください。
7	資料集 P. 6 1. 公園の概要 (2) 収支の状況 イ 毎年度の実績額	現指定管理業務における植物管理の実績額をご教示下さい。	県は情報を持ち合わせておりません。
8	資料集 P. 22 2. 指定管理事業に関する資料 カ 貸与備品及び物品一覧	耕運機、芝クズ集積機、パワーサッチャー、コンプレッサーの取得年月日をご教示下さい。	耕運機：平成20年7月30日 芝クズ集積機：不明（平成10年頃） パワーサッチャー：平成13年3月15日 コンプレッサー：平成18年7月8日
9	その他 苦情	イベントや運営管理を実施するうえで、過去にあった苦情やトラブル等、現在も対応している事案がございましたらご教示願います。 例) 管理上の騒音問題、駐車場渋滞による周辺道路混雑等	ダンスイベント時に騒音の苦情があったため、主催者に連絡し音量を絞る対応をしました。 GW時は、周辺住宅地まで警備員（例年延べ約120人）を配置し、車両誘導等を実施しています。
10	その他 遊園地の売上実績	現指定管理者様が管理運営されているランドトレイン、恐竜を含む遊園地の直近5年間程度の利用実績を教えてくださいませんか？ できれば、遊戯施設ごとの売上及び、利用人数が月ごとにわかる資料をお願いいたします。	わくわくランドの利用実績は電子データで希望者に配付している参考資料の年度報告をご確認ください。 恐竜及び月毎、遊戯施設毎の実績については、県は情報を持ち合わせておりません。
11	その他 開園時間	・開園時間の設定に制限はございますか？ ・イベント等で夜間の開園は可能でしょうか？ ・平日はわくわくランドを閉園するなどエリアの開園日や時間を任意で設定してもよろしいでしょうか？ ・オートキャンプ場の利用時期は任意で設定可能でしょうか？	開園時間に制限はございません。 イベント等での夜間開園は可能です。 平日の開園日や時間は任意の設定が可能です。 ただし、周辺に居住して方々の迷惑にならないようご注意ください。 オートキャンプ場についても利用時期は任意で設定可能ですが、使用しない時期についても、管理業務は発生します。
12	資料集 P. 43 自由広場	・必須提案エリアの旧従業員駐車場と御崎港の間のゲートを客用入場口として設定可能でしょうか？また入場ゲートの間口を広げる等の改修は可能でしょうか？ ・必須対象エリアの開園時間を他のエリアと分けて設定することは可能でしょうか？ 例：必須対象エリアのみ夜間営業にする等。	本ゲートは、現在、公園の維持管理としての使用に限定しており、日常利用はしていません。 ゲートは周辺の住宅地や漁業関係者が主に使用している臨港道路と接しているとともに、臨港道路に設置されている防潮陸間よりも海側（南側）に位置していることから、高潮時・台風時には陸間が閉まり臨港道路が通行できなくなります。 本ゲートを客用入口として設定する場合は、この道路を不特定多数の来園車両が通行することになるため、事前に周辺地域・漁業関係者・港湾管理者等との合意形成や安全対策等を講じていただく必要があります。 また、ゲートを改修することは可能ですが、改修費用は、指定管理者の負担となります。 提案必須エリアの開園時間を他のエリアと分けて設定することは可能です。
13	募集要項 P. 24 (6) 応募書類	共同事業体として応募する場合、代表企業を含むすべての構成員分の提出が必要となる書類をお示しください。	様式3「法人の概要2」、様式6「業務実績書」（構成員の該当あれば）、様式8「コンプライアンス等」（構成員の該当あれば）、法人等の定款・パンフレット、事業計画書・事業報告書、登記簿謄本、県税・国税納税証明書、貸借対照表、損益計算書、収支予算書は構成員分の提出が必要となります。
14	募集要項 P. 8 業務範囲及び対象施設の概要	同項目内に「業務範囲及び対象施設は、「1. (3) 公園の概要」に示した範囲及び公園施設を対象とします。」とありますが、「1. (3) 公園の概要」が見受けられません。ご提示をお願いいたします。	「2. (3) 指定管理業務の内容」を業務範囲とし、塩田施設及び赤穂市立海洋科学館を除く本公園の施設を対象とします。
15	募集要項 P. 24 (6) 応募書類一覧	14「損益計算書」の提出については、何か年分必要になりますか。	直近3ヶ年分を提出ください。
16	様式2または3 法人の概要1または2	「種類」欄に記載する内容についてご教示ください。	サービス業や製造業、財団法人等、応募者が行っている事業の種別をご記入ください。

質問番号	箇所(頁)	質問	回答
17	様式集	副本の提出部数欄の数字が募集要項の同表と異なっております。副本の提出部数はそれぞれ1部でお間違いないでしょうか。	副本は1部の提出をお願いします。
18	様式6 業務実績書	収益事業の実績がある場合は「1)」を提出し、収益事業の実績がなく管理業務実績のみの場合は「2)」を提出するという認識でよろしいでしょうか。	1)は指定管理者として管理業務及び収益事業の実績が有る場合、2)は管理実績のみの場合を提出してください。収益事業のみの場合はどちらも該当しません。
19	様式8	応募書類【様式8】の枚数制限について、様式集P.12【様式8】の脚注には「グループで応募する場合は、各構成員の状況を記載して下さい。(2枚以内)」と記載されているのですが、グループ応募の場合は代表企業を含めた構成員すべての情報を2枚以内にまとめるという認識で間違いございませんでしょうか。	お見込みのとおりです。
20	図面	クラブハウス、サービスセンター、ボート管理棟、オートキャンプ場センターハウスの各建物内の施設配置が分かる平面図をお示しいただけないでしょうか。	電子データで希望者に配付している参考資料の追加図面をご確認ください。
21	募集要項P.26 プレゼンテーション審査に当たっての留意点	グループ応募の場合、プレゼンテーション審査に出席できる社数や人数に制限はございますでしょうか。	社数に制限はございませんが、参加者は5名までとします。
22	その他 実績資料	人工湖で営業している足漕ぎボートとカヤックの利用実績(人数・売上等)を教えてください。	県は情報を持ち合わせておりません。
23	その他 実績資料	駐車場の実績について、月別の売上と車種別(大型・普通)の利用台数を教えてください。	駐車場の月別の売上、利用台数は電子データで希望者に配付している参考資料の年度報告をご確認ください。 なお、令和5年度の実績は、大型152台で243千円、普通69,524台で34,762千円です。
24	管理水準書P.7 1. 植物管理 1.2 高木剪定	ヤシの葉の剪定について、どのくらいの頻度で実施していたかお示しいただきたいです。	近年は実施していません。
25	管理水準書P.7 1. 植物管理 1.2 高木剪定	ヤシの葉について、現地見学の際に枯れている葉が複数見受けられました。施設が指定管理者に渡される際には整備された状態で渡されるのでしょうか。 今年はいつ実施されるのでしょうか。	年度内に実施予定です。
26	その他 実績資料	喫茶パルコの実績(売上、利用者数・稼働率等)を教えてください。	県は情報を持ち合わせておりません。
27	資料集P.6 イ 年度毎の実績額	指定管理業務での光熱水費(電気・上下水道・ガス)3ヵ年分の内訳実績額をお示し下さい。 可能であればコロナ前の実績も知りたいです。	追加資料集をご確認ください。
28	資料集P.7	管理許可施設オートキャンプ場での光熱水費(電気・上下水道・ガス)3ヵ年分の内訳実績額をお示し下さい。 可能であればコロナ前の実績も知りたいです。	県は情報を持ち合わせておりません。
29	資料集P.7	オートキャンプ場の決算書(3ヵ年分)をお示し下さい。 可能であればコロナ前の実績も知りたいです。	キャンプ場の収入・支出は資料集P7及び電子データで希望者に配付している参考資料の年度報告書をご確認ください。
30	資料集P.7	オートキャンプ場の実績(売上、利用者数、稼働率)をエリア別(コテージ、キャンピングカーサイト、ファミリーサイト、フリーサイト)に教えてください。 コロナ前の実績も知りたいです。	売上、利用者数については、電子データで希望者に配付している参考資料の年度報告書をご確認ください。
31	資料集	わくわくランドの売上の内訳を遊具別に教えてください。	県は情報を持ち合わせておりません。
32	資料集	わくわくランドの光熱水費(電気・上下水道・ガス)3ヵ年分の内訳実績額をお示し下さい。 可能であればコロナ前の実績も知りたいです。	県は情報を持ち合わせておりません。
33	資料集	わくわくランド・オートキャンプ場・ボート施設の各占有料を教えてください。	オートキャンプ場の使用料は資料集P7に約4,035千円/年と記載しています。わくわくランド及びボート乗り場の使用料は合計で2,774千円です。
34	資料集P.17 貸与備品及び物品一覧	備品一覧以外のリース備品の一覧を教えてください。	県で把握しているリース備品はAEDのみです。
35	資料集P.33 電気設備	キュービクルの設置状況について、増設分のキュービクルもすべて記載されているという認識で間違いございませんでしょうか。	お見込みのとおりです。
36	資料集P.40 汚水排水設備	浄化槽は無いという認識で間違いございませんでしょうか。 もし浄化槽がある場合は、数と仕様(規模)を教えてください。	浄化槽はありません。

質問番号	箇所(頁)	質問	回答
37	資料集 P.40 給水設備	受水槽は無いという認識で間違いございませんでしょうか。 もし受水槽がある場合は、数と仕様（規模）を教えてください。	受水槽はオートキャンプ場にパネルタンク 8, 11 × 4. 10 × 2. 55 が 1 基あります。内容量は 60 m ³ 2 槽式です。
38	管理水準書 P.14 2.1 園内清掃 ごみ処分	ゴミの収集処理費用の実績額をお示しください。	R5 年度の実績は 403 千円です。
39	管理水準書 P. 15	曝気装置の有無を教えてください。 もし曝気装置がある場合は、数と仕様（規模）を教えてください。	曝気装置はありません。
40	管理水準書 P.15 2.2 水景施設等清掃	ポンプ（じゃぶじゃぶ池、流れ用）の数と仕様を教えてください。	ポンプは電子データで希望者に配付している参考資料の「流れ・噴水図面」をご確認ください。 じゃぶじゃぶ池は自然流下です。（じゃぶじゃぶ池図面をご確認ください）。
41	管理水準書 P.15 2.3 人工湖の藻	人工湖の清掃頻度（実績）を教えてください。	R4 年度の人工湖の藻回収実績は年 2 回です。 詳細は、電子データで希望者に配付している参考資料の年度報告をご確認ください。
42	その他	赤穂海浜公園等で活動しているボランティア団体の有無を教えてください。 ボランティア団体がいる場合は、活動状況、活動回数、人数を教えてください。	活動しているボランティア団体はございません。
43	その他	わくわくランドの名称について、現在は「タテホわくわくランド」となっていますが、令和 7 年 4 月 1 日以降の名称はどのようになりますでしょうか。	「タテホわくわくランド」は現指定管理者がネーミングライツを実施しており、令和 6 年度末までの契約です。それ以降のネーミングライツは次の指定管理者の判断によります。
44	募集要項 P. 11 (ウ)業務の実施体制 b 職員 審査基準 P1 「職員の資格・経験」	職員の資格・経験の審査の視点として、資格のいずれかを有している又は都市公園管理経験 1 年以上の者の配置とし、募集要項 P11 においても、or で評価する記述となっています。 その一方で、具体の配点に際しては「いずれかの資格を有しており、1 年以上の管理経験がある職員」の配置人数で評価することとなっており、and で評価することとされています。 募集要項 P11 の記述の趣旨を踏まえると、「いずれの資格も有していないが、1 年以上の管理経験がある職員」の配置も配点評価の対象になるものとも思われますが、何点となるのかご教示ください。	審査基準を改正し、いずれかの資格または 1 年以上の経験を持った職員を 1 名以上配置する場合は、1 点加点します。 従って資格がなく、1 年以上の管理経験がある職員を配置する場合は 1 点となります。
45	募集要項 P. 6、7	現行の指定管理者が受けている都市公園法第 5 条許可施設について、継続して許可を受けた場合の年間使用料の納付金額（内訳を含む）をご教示ください。	継続許可となった場合、現在の納付額と変更ありません。
46	募集要項 P. 14 イ 指定管理料の変更 (ウ) 資料集 P. 5 ア 年度毎の指定管理料基準額	ここでいう募集要項 P14 の収入基準額と、資料集 P5 の前回基準額が何を指すのかご教示ください。	例えば令和 12 年～16 年度の基準額を算定する場合、前回基準額は令和 7 年～令和 11 年度の 62, 873 千円を指します。 収入基準額は直近 2 ヶ年の利用料金収入実績平均を指します。
47	募集要項 P11 (ウ) 業務の実施体制 b 職員	「なお、管理事務所長や主たる役職の職員の配置交代や人員の入れ替えを行う場合は、従前の職員以上の能力、資格、実務経験年数等を有する職員を配置するとともに、事前に県と協議を行い、県の承認を受けてください。」とあります。 しかし、指定管理業務の受託期間が 20 年の長期に渡ることから、前任者と同等の能力、資格を有している適任者であっても、前任者より年齢が若い等により経験年数が少ない職員の配置も想定されます。 そのような場合においては、能力、資格等が前任者と同等以上であれば、後任者としてお認めいただけてと考えていてよろしいでしょうか。	前任者よりも経験年数が少ない場合でも、能力、資格等が前任者と同等以上と認められる場合は、県との協議の上で承認されます。 みだりに変更はしないでください。
48	募集要項 P. 18 (8) 魅力アップ事業の実施 管理水準書 P. 25 Ⅲ-1 事業概要 1. 活性化事業の定義及び趣旨	管理水準書 P25 にある「活性化事業（収益事業）の収益の 50% を用いて」の「収益」とは、募集要項 P18 の「活性化事業の税引後当期純利益の金額の 50%」の「税引後当期純利益」の事を指すと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
49	管理水準書 P. 25 Ⅲ-1 事業概要 1. 活性化事業(収益事業)の定義及び趣旨	「活性化事業(収益事業)の収益(税引後当期純利益)の 50% を用いて「魅力アップ事業」を行うこととする。」とありますが、現行の条件のもと一定の投資計画に基づき進めている現許可事業については、対象外にすべきと考えています。 今回の魅力アップ事業は、令和 7 年度以降に実施する新たな収益事業のみが対象と考えてよろしいでしょうか。	魅力アップ事業は現許可事業も含め、収益事業全てが対象となります。

質問 番号	箇所(頁)	質 問	回 答
50	募集要項 P. 18 (8) 魅力アップ事業の実施（収益金の還元	当該公園で収入し県へ納付する活性化事業の税引後当期純利益の50%は、全額を当該公園の魅力アップ事業に充当すべきものと考えますが、県との協議や県予算の状況によっては、経費が大幅に削減されることもあるのでしょうか。	原則、充当することを想定していますが、社会情勢や県の情勢によります。
51	管理水準書 P. 30 収益金の還元の流れ	下段左の図において、インセンティブルール等により前年の収入が支出を上回った場合においても、魅力アップ経費は減額されることなく措置されると考えてよろしいでしょうか。	指定管理料の収入が支出を上回ったことにより、魅力アップが減額されることはありません。
52	管理水準書 P. 27 1.3 保証金	保証金の対象は令和7年度以降に実施する新たな収益事業のみを対象とすると考えてよろしいでしょうか。	令和7年度以降に実施する全ての収益事業施設について対象とします。
53	資料集 P. 5 (2) 収支等の状況 ア 年度毎の指定管理料基準額	県の予算の範囲で指定管理料は大幅に減額される可能性はありますか。	社会情勢や県の財政状況等によりますので、増減する可能性はあります。
54	資料集 P. 5 (2) 収支等の状況 ア 年度毎の指定管理料基準額	指定管理料基準額の具体的な計算方法で、「C:利用料金収入の伸び率(%)」とありますが、「伸び率」ではなく、「増加率もしくは減少率」とすべきではないでしょうか	伸び率としています。